

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2018-200412

(P2018-200412A)

(43) 公開日 平成30年12月20日 (2018. 12. 20)

(51) Int.Cl.

G09F 3/10 (2006.01)

F I

G09F 3/10

H

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2017-105318 (P2017-105318)
 (22) 出願日 平成29年5月29日 (2017. 5. 29)

(71) 出願人 000110217
 トップラン・フォームズ株式会社
 東京都港区東新橋一丁目7番3号
 (74) 代理人 100123788
 弁理士 宮崎 昭夫
 (74) 代理人 100127454
 弁理士 緒方 雅昭
 (72) 発明者 越智 好則
 東京都港区東新橋一丁目7番3号 トップ
 ラン・フォームズ株式会社内
 (72) 発明者 齋藤 信行
 静岡県浜松市東区電光町2番地の101
 トップラン・フォームズ東海株式会社内

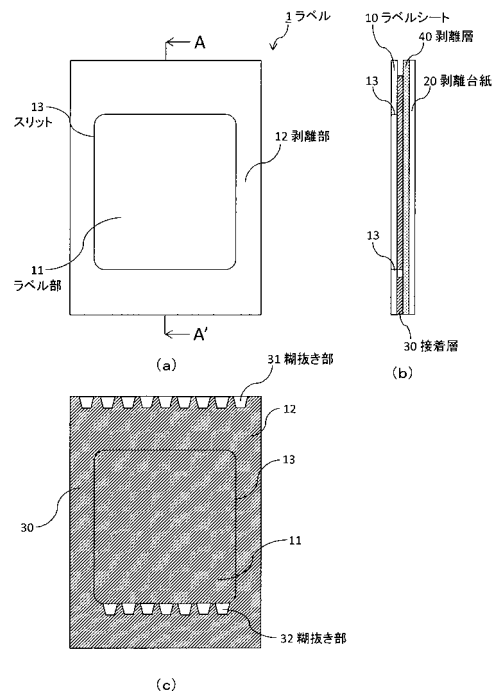
(54) 【発明の名称】 重ね合わせシート

(57) 【要約】

【課題】第1のシートに分離部を取り囲んで形成された剥離部が分離部と分離して第2のシートから剥離されていく場合に、第1のシートが破断してしまうことを回避する。

【解決手段】ラベルシート10と剥離台紙20とが貼着され、ラベルシート10は、ラベル部11と、ラベル部11を取り囲む剥離部12とが、スリット13によって分離可能に形成されてなり、剥離部12が、スリット13の対向する2辺が延びる方向に剥離されていくラベル1において、剥離部12は、スリット13のうち剥離部12が剥離されていく際の終端側の端辺に沿う領域が、糊抜き部32によって剥離台紙20に部分的に貼着されていない。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第 1 のシートと第 2 のシートとが貼着され、

前記第 1 のシートは、分離部と、該分離部を取り囲む剥離部とが、切り離し線によって分離可能に形成されてなり、

前記剥離部が、前記切り離し線の対向する 2 辺が延びる方向に剥離されていく重ね合わせシートにおいて、

前記剥離部は、前記切り離し線のうち前記剥離部が剥離されていく際の終端側の端辺に沿う領域が、前記第 2 のシートに貼着されていない、または、前記第 2 のシートからの剥離力が前記 2 辺に沿う領域の前記第 2 のシートからの剥離力よりも軽いことを特徴とする重ね合わせシート。

10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、2 枚のシートが剥離可能に貼着されてなる重ね合わせシートに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来より、ラベル基材にこのラベル基材よりも大きな剥離紙が剥離可能に貼着された、いわゆるタック紙が用いられている。このようなタック紙は、ラベル基材と剥離紙とが剥離可能に貼着された後、ラベル基材にスリット加工が施され、その後、ラベル基材のうち、スリットを介して不要となる部分が除去されることにより、製造されている。

20

【0003】

このように、2 枚のシートが剥離可能に貼着された構成において、一方のシートにスリット加工等の切り離し線を形成しておき、その外側の領域を他方のシートから剥離して利用する重ね合わせシートが様々な分野、用途で用いられている。

【0004】

図 9 は、2 枚のシートが剥離可能に貼着されてなる重ね合わせシートの一例を示す図であり、(a) は表面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図である。

【0005】

本例は図 9 に示すように、ラベルシート 310 と剥離台紙 320 とが重ね合わされて剥離可能に貼着されたラベル 301 である。

30

【0006】

ラベルシート 310 は、ラベル部 311 と、ラベル部 311 を取り囲む剥離部 312 とがスリット 313 を介して分離可能に形成されて構成されている。ラベルシート 310 の剥離台紙 320 との重ね合わせ面には、その全面に接着層 330 が積層されている。

【0007】

剥離台紙 320 には、ラベルシート 310 との重ね合わせ面の全面に剥離層 340 が積層されており、この剥離層 340 とラベルシート 310 に積層された接着層 330 とによって、ラベルシート 310 と剥離台紙 320 とが剥離可能に貼着されている。

【0008】

上記のように構成されたラベル 301 においては、ラベルシート 310 のうち剥離部 312 をスリット 313 を介してラベル部 311 から分離することで、剥離部 312 のみを剥離台紙 320 から剥離する、いわゆるカス上げが行われた状態で市場に供給され、その後、ラベル部 311 が剥離台紙 320 から剥離され、物品等に貼着されて使用される場合がある。

40

【0009】

ここで、剥離台紙のラベルシートからの剥離開始端側の端辺に沿う領域に切り込みや切り抜きを形成しておくことで、ラベルシートを剥離台紙から剥離しやすくする技術が、例えば特許文献 1 に開示されている。特許文献 1 に開示された構成とすることで、図 9 に示した構成のラベル 301 において、剥離部 312 を剥離台紙 320 から容易に剥離するこ

50

とができるようになる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開平9-197971号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

図10は、図9に示したような構成を有する重ね合わせシートにて生じる問題点を説明するための図である。

10

【0012】

図9に示したラベル301を例えば市場に供給する際に、図10(a)に示すように、ラベルシート310のうち剥離部312をスリット313を介してラベル部311から分離することで、剥離部312のみを剥離台紙320から剥離する、いわゆるカス上げを行う場合がある。

【0013】

その際、剥離部312をスリット313の対向する2辺が延びる方向に剥離台紙320から剥離していくと、スリット313のうち剥離方向における終端側の端辺313aに沿う領域においては、剥離部312のスリット313に沿う領域に対して剥離部312が剥離台紙320に貼着されている面積が急激に広がる。そのため、図10に示すように、剥離部312の終端側端辺313aに沿う領域が剥離台紙320から剥離せず、それにより、スリット313の角部においてラベルシート310が剥離方向に破断して破断部314が生じてしまうという問題点がある。特に、ラベルシート310の厚さが $30\mu\text{m} \sim 200\mu\text{m}$ 程度の場合、破断部が生じやすい。この際、特に配送ラベル等、ラベル311を被着体から剥離しにくくする必要があるものにおいては、接着層330による貼着力を必要以上に弱くすることは好ましくなく、そのため、上述したような問題点を回避するために接着層330による貼着力を弱くすることはできない。

20

【0014】

このような問題点は、特許文献1に開示されたようにラベルシート310の剥離台紙320からの剥離開始端側の端辺に沿う領域に切り込みや切り抜きを形成しておくことで、ラベルシートを剥離台紙から剥離しやすくするだけでは、解決できるものではない。

30

【0015】

本発明は、上述したような従来技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、第1のシートと第2のシートとが貼着され、第1のシートが、分離部と、分離部を取り囲む剥離部とが、切り離し線によって分離可能に形成されて構成された重ね合わせシートにおいて、剥離部が、切り離し線の対向する2辺が延びる方向に剥離されていく場合に、破断してしまうことを回避できる重ね合わせシートを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0016】

上記目的を達成するために本発明は、

40

第1のシートと第2のシートとが貼着され、

前記第1のシートは、分離部と、該分離部を取り囲む剥離部とが、切り離し線によって分離可能に形成されてなり、

前記剥離部が、前記切り離し線の対向する2辺が延びる方向に剥離されていく重ね合わせシートにおいて、

前記剥離部は、前記切り離し線のうち前記剥離部が剥離されていく際の終端側の端辺に沿う領域が、前記第2のシートに貼着されていない、または、前記第2のシートからの剥離力が前記2辺に沿う領域の前記第2のシートからの剥離力よりも軽いことを特徴とする。

【0017】

50

上記のように構成された本発明においては、第1のシートのうち剥離部を切り離し線の対向する2辺が延びる方向に第2のシートから剥離していくと、切り離し線のうち剥離方向における終端側の端辺に沿う領域においては、剥離部の前記2辺に沿う領域に対して剥離部が第2のシートに貼着されている面積が急激に広がることで、第2のシートから剥離しにくくなる。ところが、剥離部のその領域が、第2のシートに貼着されていない、または、第2のシートからの剥離力が前記2辺に沿う領域の第2のシートからの剥離力よりも軽くなっているため、剥離部が第2のシートからスムーズに剥離していき、破断してしまうことが回避される。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、第1のシートのうち剥離部を切り離し線の対向する2辺が延びる方向に第2のシートから剥離していった場合、切り離し線のうち剥離方向における終端側の端辺に沿う領域においては、剥離部の前記2辺に沿う領域に対して剥離部が第2のシートに貼着されている面積が急激に広がることで、第2のシートから剥離しにくくなるものの、剥離部のその領域が、第2のシートに貼着されていない、または、第2のシートからの剥離力が前記2辺に沿う領域の第2のシートからの剥離力よりも軽くなっているため、剥離部が第2のシートからスムーズに剥離していき、破断してしまうことを回避できる。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の重ね合わせシートの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)はラベルシートの裏面の構成を示す図である。

【図2】図1に示したラベルの使用方法及び作用を説明するための図である。

【図3】本発明の重ね合わせシートの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図4】図3に示した伝票片及び剥離台紙の構成を示す図であり、(a)は伝票片の剥離台紙との重ね合わせ面の構成を示す図、(b)は剥離台紙の伝票片との重ね合わせ面の構成を示す図、(c)は伝票片の剥離台紙との重ね合わせ面の構成とスリットとの位置関係を示す図である。

【図5】図3及び図4に示した配送ラベルにおいて剥離台紙の剥離部を伝票片から剥離する際の作用を説明するための図である。

【図6】図3及び図4に示した配送ラベルが配送物に貼付される状態を示す図である。

【図7】本発明の重ね合わせシートの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図8】図7に示した伝票片及び剥離台紙の構成を示す図であり、(a)は伝票片の剥離台紙との重ね合わせ面の構成を示す図、(b)は剥離台紙の伝票片との重ね合わせ面の構成を示す図である。

【図9】2枚のシートが剥離可能に貼着されてなる重ね合わせシートの一例を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。

【図10】図9に示したような構成を有する重ね合わせシートにて生じる問題点を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0021】

(第1の実施の形態)

図1は、本発明の重ね合わせシートの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)はラベルシート10の裏面の構成を示す図である。

【0022】

10

20

30

40

50

本形態における重ね合わせシートは図 1 に示すように、第 1 のシートとなるラベルシート 10 と、第 2 のシートとなる剥離台紙 20 とが重ね合わされて剥離可能に貼着されたラベル 1 である。

【0023】

ラベルシート 10 は、例えば 164 μm 程度の厚さを有し、角部に丸みを帯びた略長方形の分離部となるラベル部 11 と、剥離部 12 とから構成されている。ラベル部 11 は、剥離部 12 によって取り囲まれた状態で切り離し線となるスリット 13 を介して分離可能に形成されている。ラベルシート 10 の剥離台紙 20 との重ね合わせ面には、糊抜き部 31, 32 を除いた全面に接着層 30 が積層されている。糊抜き部 31 は、台形形状を有し、剥離部 12 が剥離台紙 20 から剥離される際の剥離開始端側となる端辺に沿って複数設けられている。糊抜き部 32 は、台形形状を有し、スリット 13 のうち剥離部 12 が剥離台紙 20 から剥離されていく際の終端側の端辺に沿う剥離部 12 側の領域に複数設けられている。

10

【0024】

剥離台紙 20 には、ラベルシート 10 との重ね合わせ面の全面に剥離層 40 が積層されており、この剥離層 40 とラベルシート 10 に積層された接着層 30 とによって、ラベルシート 10 と剥離台紙 20 とが剥離可能に貼着されている。

【0025】

以下に、上記のように構成されたラベル 1 の使用方法及び作用について説明する。

【0026】

図 2 は、図 1 に示したラベル 1 の使用方法及び作用を説明するための図である。

20

【0027】

図 1 に示したラベル 1 は、例えば市場に供給する際、図 2 (a) に示すように、ラベルシート 10 のうち剥離部 12 をスリット 13 を介してラベル部 11 から分離することで、剥離部 12 のみを剥離台紙 20 から剥離する、いわゆるカス上げを行う場合がある。この際、糊抜き部 31 が設けられた端辺側から剥離部 12 を剥離し始めれば、剥離部 12 を剥離台紙 20 から剥離し始める側の端辺に沿う領域にはその全面に接着層 30 が全面に積層されていないため、剥離部 12 を容易に剥離し始めることができる。

【0028】

その後、スリット 13 のうち、剥離部 12 が剥離し始める側の端辺に直交する対向する 2 側辺が延びる方向に剥離部 12 を剥離台紙 20 から剥離していき、その剥離部分がスリット 13 のうち剥離方向における終端側の端辺 13a に達すると、その領域においては、剥離部 12 の剥離台紙 20 に貼着されている面積が、スリット 13 の 2 側辺に沿う領域にて剥離部 12 が剥離台紙 20 に貼着されている面積に対して急激に広がるため、剥離部 12 が剥離台紙 20 から剥離しにくくなる。ところが、剥離部 12 のその領域には、接着層 30 が積層されていない糊抜き部 32 が設けられており剥離台紙 20 と貼着されていない部分が存在することで、剥離部 12 の剥離台紙 20 からの剥離力が剥離部 12 のスリット 13 の 2 側辺に沿う領域における剥離力に対して軽くなる。そのため、剥離部 12 が剥離台紙 20 からスムーズに剥離していき、破断してしまうことが回避される。

30

【0029】

(第 2 の実施の形態)

図 3 は、本発明の重ね合わせシートの第 2 の実施の形態を示す図であり、(a) は表面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図である。図 4 は、図 3 に示した伝票片 110 及び剥離台紙 120 の構成を示す図であり、(a) は伝票片 110 の剥離台紙 120 との重ね合わせ面の構成を示す図、(b) は剥離台紙 120 の伝票片 110 との重ね合わせ面の構成を示す図、(c) は伝票片 110 の剥離台紙 120 との重ね合わせ面の構成とスリット 122 との位置関係を示す図である。

40

【0030】

本形態における重ね合わせシートは図 3 に示すように、長方形の伝票片 110 と剥離台紙 120 とが重ね合わされて貼着された配送ラベル 101 である。

50

【0031】

伝票片110は本願発明における第2のシートとなるものであって、図3及び図4(a)に示すように、長手方向の長さが剥離台紙120よりも短くなっており、配達票111と領収証112と貼付票113とを有している。これら配達票111、領収証112及び貼付票113にはそれぞれ、この伝票片110が貼付される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が記入あるいは印字される配送情報表示領域111a, 112a, 113aが設けられており、配達票111にはさらに、配送物が配送先に届けられた際に受領印を押下するための押印領域111bが設けられている。配達票111、領収証112及び貼付票113の境界及び周囲にはジッパー114aが形成されており、このジッパー114aによって配達票111、領収証112及び貼付票113がそれぞれ伝票片110から分離可能に区画形成されている。ジッパー114aは、例えば、長辺と短辺とが直角または鈍角を有して“へ”の字状に連結した複数の切り込みが並んで構成されているものが考えられる。また、領収証112の貼付票113側の1つの角部には、伝票片110が直角三角形の形状に切り抜かれてなるコーナーカット部115がジッパー部114aに繋がって設けられている。

10

【0032】

伝票片110の剥離台紙120との重ね合わせ面には、糊抜き部131, 132、配達票111、領収証112及び貼付票113を除いた領域に、伝票片110の外周に沿って接着剤が塗工されることで接着層130が設けられている。糊抜き部131, 132の詳細については後述する。

20

【0033】

剥離台紙120は、本願発明における第1のシートとなるものであって、例えば、 $84 \pm 9 \mu\text{m}$ の厚さを有し、図3及び図4(b)に示すように、角部に丸みを帯びた略長方形の分離部となる納品書121と、剥離部125とから構成されている。そして、納品書121が剥離部125によって取り囲まれた状態で、切り離し線となるスリット122を介して分離可能に形成されている。伝票片110との重ね合わせ面においては、剥離部125の伝票片110に対向する領域の全面に剥離剤が塗工されることで剥離層140が設けられている。納品書121は、配達票111、領収証112及び貼付票113に渡って対向するようにスリット122によって形成されている。納品書121は、剥離台紙120の短手方向の長さが、配達票111、領収証112及び貼付票113よりも若干短くなっており、それにより、配送ラベル101の短手方向における、配達票111、領収証112及び貼付票113の両側の部分においては、接着層130の全ての領域が剥離層140に対向している。また、納品書121は、剥離台紙120の長手方向の長さが、配達票111と領収証112と貼付票113とを加えた長さよりも若干長くなっており、それにより、納品書121の長手方向にて対向する2つの端辺に並行する端部領域がそれぞれ、接着層130と対向している。また、納品書121には、剥離台紙120の長手方向のうち貼付票13に対向する側の端部領域において、貼付票113に対向する領域に納品書121の端辺に並行してミシン目123が形成されており、それにより、納品書121は、ミシン目123を破断することで、接着層130と対向する端部領域が切り離し可能となっている。また、納品書121には、剥離台紙120の長手方向のうち配達票111に対向する側の端部領域においても、接着層130に対向しない領域に納品書121の端辺に並行してミシン目124が形成されており、それにより、納品書121は、ミシン目124を破断することで、接着層130と対向する端部領域が切り離し可能となっている。

30

40

【0034】

伝票片110の剥離台紙120との重ね合わせ面に設けられた糊抜き部131は、台形形状を有し、剥離台紙120の剥離部125が伝票片110から剥離される際の剥離台紙120からの剥離開始端側となる端辺に沿って複数設けられている。糊抜き部132は、台形形状を有し、スリット122のうちミシン目123が設けられた側の端辺の外側の領域に対向して複数設けられている。

【0035】

50

以下に、上記のように構成された配送ラベル 101 の使用方法及び作用について説明する。

【0036】

図5は、図3及び図4に示した配送ラベル101において剥離台紙120の剥離部125を伝票片110から剥離する際の作用を説明するための図である。

【0037】

図3及び図4に示した配送ラベル101を使用する場合は、まず、伝票片110を配送物に貼付するために伝票片110から剥離台紙120を剥離する。伝票片110と剥離台紙120とは、上述したように伝票片110に設けられた接着層130によって貼着されているものの、剥離台紙120の接着層130に対向する領域には剥離層140が設けられているため、容易に剥離していくことができる。その際、伝票片110の糊抜き部131が設けられた端辺側から剥離台紙120を剥離し始めれば、伝票片110の糊抜き部131が設けられた端辺に沿う領域にはその全面に接着層130が全面に積層されていないため、剥離台紙120を容易に剥離し始めることができる。

10

【0038】

そして、剥離台紙120を剥離していくと、納品書121の周囲にはスリット122が形成されているとともに、納品書121が、剥離台紙120の長手方向の両端部の領域にて接着層130によって伝票片110に貼着されているため、図5(a)に示すように、納品書121が剥離台紙120から分離して伝票片110に貼着されたまま残り、納品書121以外の剥離部125が伝票片110から剥離していく。

20

【0039】

その後、スリット122のうち、剥離台紙120の剥離部125が伝票片110から剥離し始める側の端辺に直交する対向する2側辺が延びる方向に剥離部125を伝票片110から剥離していき、その剥離部分がスリット122のうち剥離方向における終端側の端辺126に達すると、その領域においては、剥離部125の伝票片110に貼着されている面積が、スリット122の2側辺に沿う領域にて剥離部125が伝票片110に貼着されている面積に対して急激に広くなるため、剥離部125が伝票片110から剥離しにくくなる。ところが、剥離台紙120のその領域は、伝票片110において接着層130が積層されていない糊抜き部132がその一部にて対向していることで、伝票片110からの剥離力が剥離台紙120のスリット122の2側辺に沿う外側の領域に対して軽くなる。そのため、剥離台紙120の剥離部125が伝票片110からスムーズに剥離していき、破断してしまうことが回避される。

30

【0040】

図6は、図3及び図4に示した配送ラベル101が配送物に貼付される状態を示す図である。

【0041】

上記のようにして剥離台紙120の剥離部125が伝票片110から剥離されると、図6(a)に示すように、伝票片110の剥離台紙120との重ね合わせ面に設けられた接着層130が表出する。

【0042】

そして、図6(b)に示すように、この接着層130を用いて伝票片110が配送物102に貼付される。

40

【0043】

伝票片110が貼付された配送物102は、配送情報表示領域111a, 112a, 113aに記入あるいは印字された配送情報111d, 112d, 113dに従って配送先に配送されていくことになる。

【0044】

なお、上述した2つの実施の形態においては、糊抜き部31, 32, 131, 132が台形状を有するものとなっているが、糊抜き部の形状は台形に限らず、台形以外の四角形や三角形、円形等であってもよい。また、糊抜き部が、スリットに沿ったライン状のも

50

のであれば、ラベルシート 10 や伝票片 110 と剥離台紙 20, 120 とが、スリットに沿う領域にてライン状に貼着されていないものとなる。

【0045】

(第3の実施の形態)

図7は、本発明の重ね合わせシートの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は表面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図である。図8は、図7に示した伝票片210及び剥離台紙220の構成を示す図であり、(a)は伝票片210の剥離台紙220との重ね合わせ面の構成を示す図、(b)は剥離台紙220の伝票片210との重ね合わせ面の構成を示す図である。

【0046】

本形態における重ね合わせシートは図7及び図8に示すように、図3及び図4に示したものに対して、伝票片210の剥離台紙220との重ね合わせ面に糊抜き部が設けられておらず、その代わりに、剥離台紙220の伝票片210との重ね合わせ面に目止め層250が設けられている点が異なる配送ラベル201である。

【0047】

目止め層250は、剥離台紙220の剥離部225が伝票片210から剥離される際の剥離開始端となる部分に沿って剥離層240下にライン状に設けられているとともに、スリット222のうち剥離台紙220の剥離部225が伝票片210から剥離されていく際の終端側の端辺に沿って剥離部225側の領域に剥離層240下にライン状となって設けられている。

【0048】

上記のように構成された配送ラベル201においては、目止め層250が設けられた領域は、剥離層240を構成する剥離剤が剥離台紙220に染み込んでいくことが目止め層250によって抑制されることになり、それにより、剥離台紙220と伝票片210との剥離力が軽くなる。

【0049】

そのため、図3及び図4に示したものと同様に、伝票片210の目止め層250が対向する端辺側から剥離台紙220を剥離し始めることで、剥離台紙220を容易に剥離し始めることができる。またその後、スリット222のうち、剥離台紙220の剥離部225が伝票片210から剥離し始める側の端辺に直交する対向する2側辺が延びる方向に剥離部225を伝票片210から剥離していき、その剥離部分がスリット222のうち剥離方向における終端側の端辺に達した際、剥離台紙220のその領域は、目止め層250が積層されていることで伝票片210からの剥離力が軽くなり、それにより、剥離部225が伝票片210からスムーズに剥離していき、破断してしまうことが回避される。

【0050】

図3及び図4に示した配送ラベル101と、図7及び図8に示した配送ラベル201とでは、図3及び図4に示した配送ラベル101の方が、目止め層を用いずに糊抜き部を設けることで剥離力を軽くして剥離台紙を伝票片から剥離しやすくしているため、少ない工程数で上述した効果を得ることができる。一方、図7及び図8に示した配送ラベル201は、図3及び図4に示した配送ラベル101に対して、目止め層を用いて剥離台紙と伝票片との剥離力を軽くしているため、剥離力が軽くなった領域においても剥離台紙と伝票片とが貼着されており、それにより、伝票片が配送物に貼付された後に配送物から意図せずに剥がれてしまうことを回避できる。

【0051】

なお、上述した実施の形態においては、分離部として、角部に丸みを帯びた略長方形からなるラベル部11や納品書121, 221を例に挙げて説明したが、分離部の形状としてはこれに限らない。ただし、丸みを帯びたものも含めて角部が直角に近いのであれば、第1のシートの剥離部を第2のシートから剥離する際に剥離部がその角部から破断しやすいため、本願発明のような構成を採用した場合の有効性が高い。

【符号の説明】

10

20

30

40

50

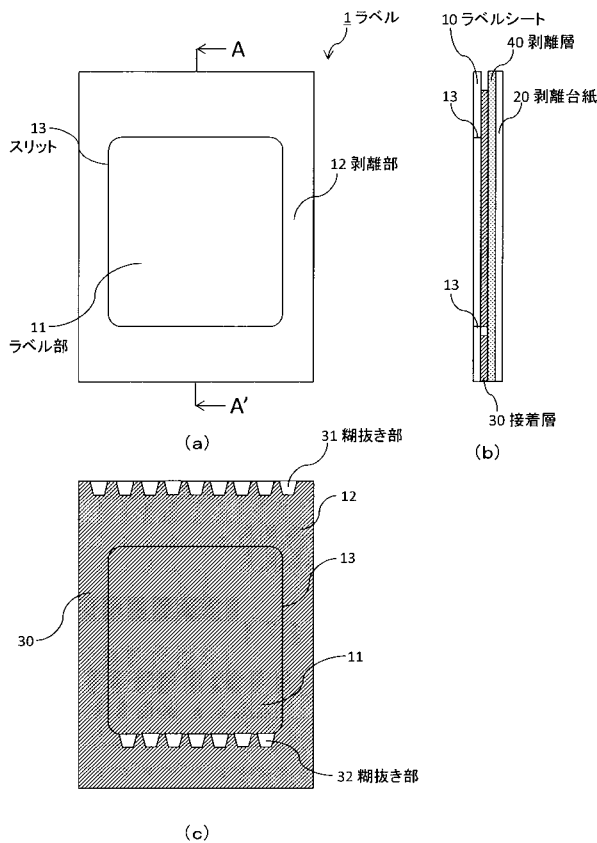
【 0 0 5 2 】

- 1 ラベル
- 1 0 ラベルシート
- 1 1 ラベル部
- 1 2 , 1 2 5 , 2 2 5 剥離部
- 1 3 , 1 2 2 スリット
- 1 3 a , 1 2 6 終端側端辺
- 2 0 , 1 2 0 剥離台紙
- 3 0 , 1 3 0 接着層
- 3 1 , 3 2 , 1 3 1 , 1 3 2 糊抜き部
- 4 0 , 1 4 0 剥離層
- 1 0 1 , 2 0 1 配送ラベル
- 1 0 2 配送物
- 1 1 0 , 2 1 0 伝票片
- 1 1 1 , 2 1 1 配達票
- 1 1 1 a , 1 1 2 a , 1 1 3 a , 2 1 1 a , 2 1 2 a , 2 1 3 a 配送情報表示領域
- 1 1 1 b 押印領域 , 2 1 1 b
- 1 1 1 d , 1 1 2 d , 1 1 3 d 配送情報
- 1 1 2 , 2 1 2 領収証
- 1 1 3 , 2 1 3 貼付票
- 1 1 4 a , 2 1 4 a ジッパー
- 1 1 5 , 2 1 5 コーナーカット部
- 1 2 1 , 2 2 1 納品書
- 1 2 3 , 1 2 4 , 2 2 3 , 2 2 4 ミシン目
- 2 5 0 目止め層

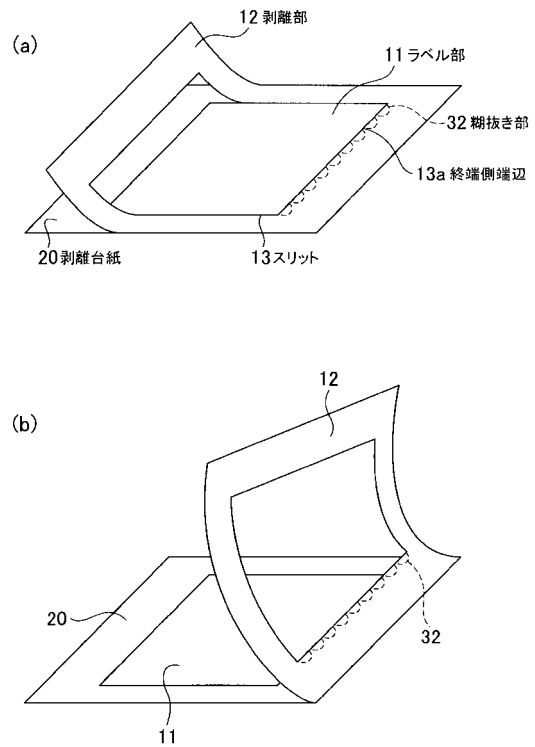
10

20

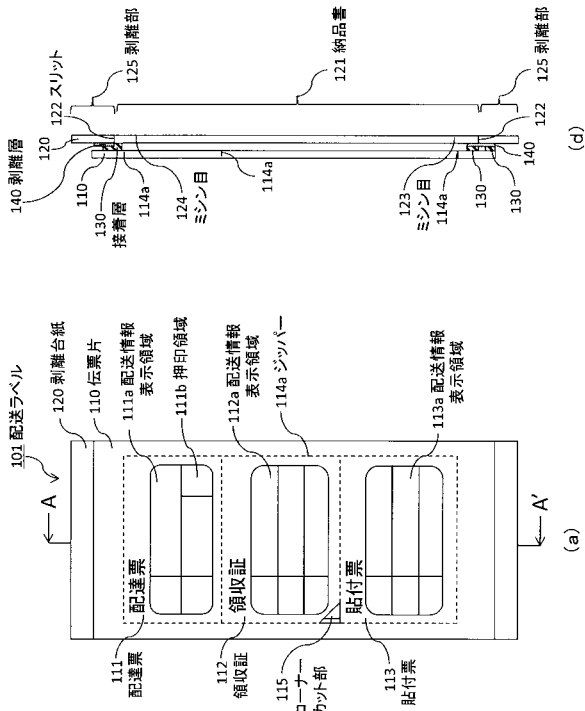
【 図 1 】



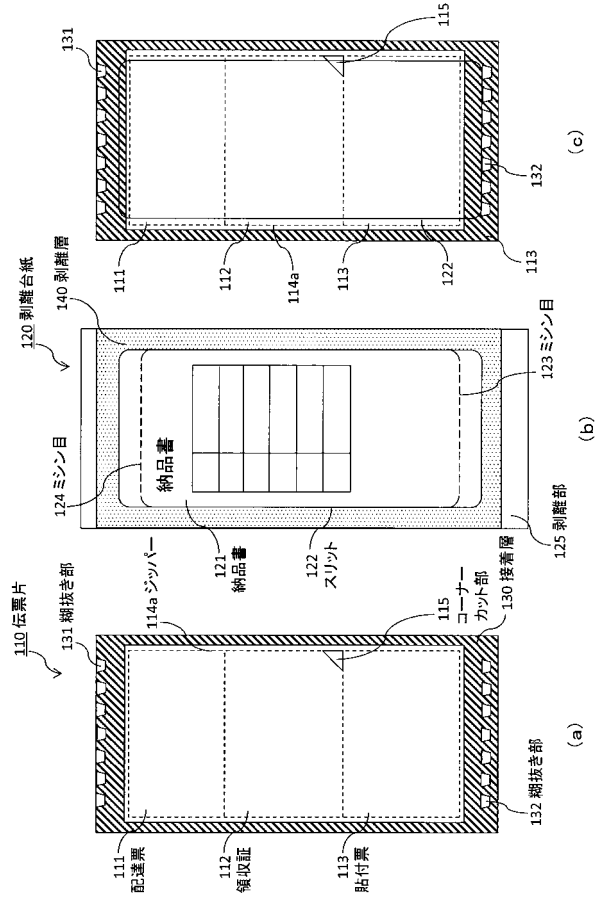
【 図 2 】



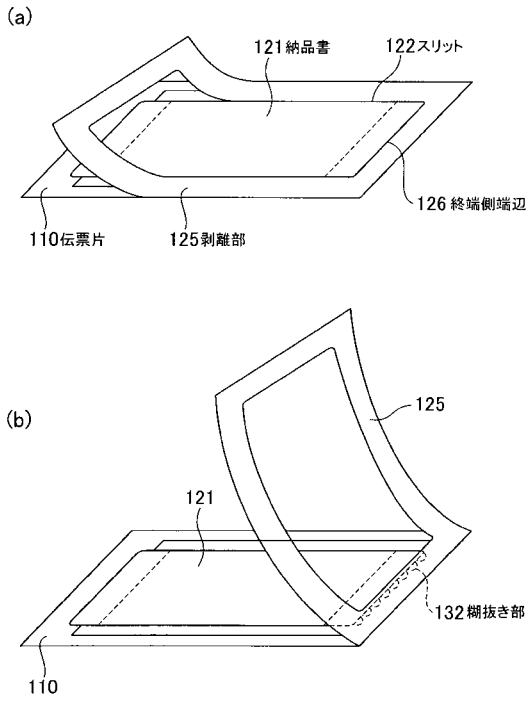
【図3】



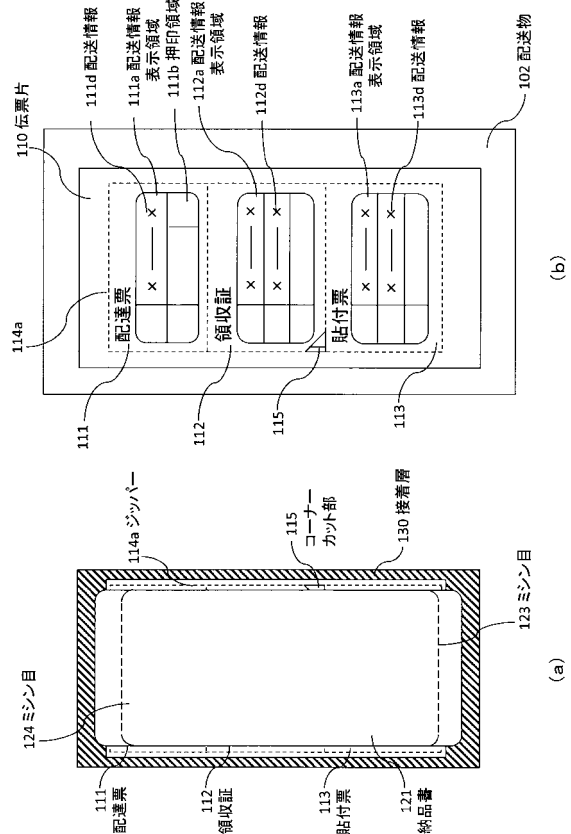
【図4】



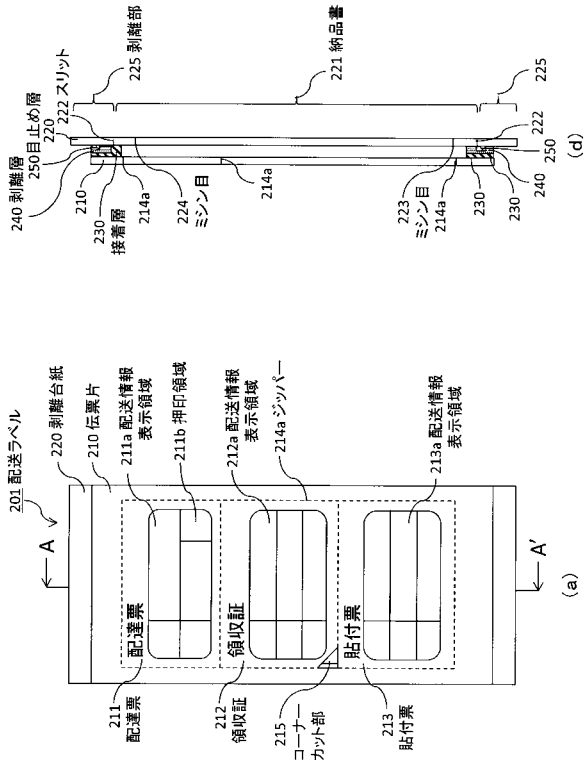
【図5】



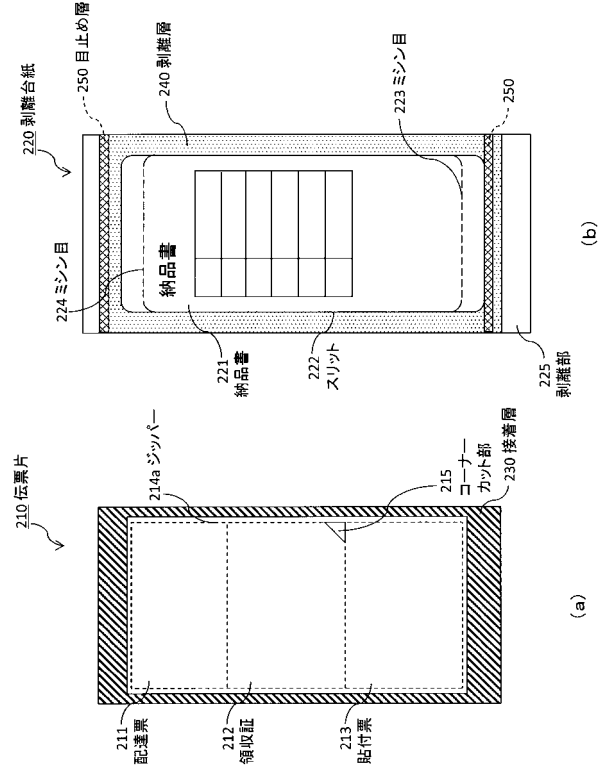
【図6】



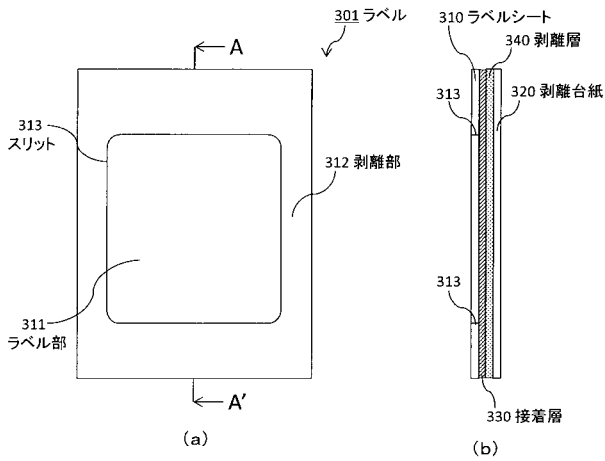
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 10 】

